

経 済 産 業 省

2 0 2 5 0 5 2 1 資 第 8 号
令 和 7 年 6 月 2 7 日

経済産業大臣

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第4条第1項の規定に基づく試掘の許可（北海道苫小牧市沖）に係る公告及び縦覧について

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第4条第1項の規定に基づき試掘の許可をしたいので、同法第7条の規定に基づき、下記のとおり公告し、公告の日から1月間これらの事項を公衆の縦覧に供するとともに、同法第8条の規定に基づき、当該試掘の許可について利害関係を有する者からの意見書の提出を受け付ける。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
氏名又は名称 石油資源開発株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内1-7-12
代表者の氏名 山下 通郎
2. 申請貯留区域等を表示する図面
別添1 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第4条第2項の申請に係る試掘区域を表示する図面のとおり。
3. 貯留事業等の概要
別添2 試掘の概要のとおり。
4. 縦覧の場所及び時間
(1) 縦覧資料の掲載箇所
経済産業省ホームページ及び資源エネルギー庁ホームページ

(2) 縦覧期間

令和 7 年 6 月 2 7 日（金）から令和 7 年 7 月 2 8 日（月）まで

5. 意見書の提出方法及び提出先

試掘の許可について利害関係を有する者は、別添 3 の様式により、次のとおり経済産業大臣に意見書を提出することができる。

（1）提出方法及び提出先

ア. 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課（カーボンマネジメント課）宛てに郵送すること。

※ 封筒の表面に、「北海道苫小牧市沖における試掘の許可に係る意見」と記載すること。

イ. 電子メールの場合

・経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課（カーボンマネジメント課）宛てに送信すること。

・電子メールアドレス：bz1-CCS-business-act★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

※ 件名に、「北海道苫小牧市沖における試掘の許可に係る意見」と記載すること。

（2）提出期限

縦覧期間が終了する日の 17 時まで（必着）

（3）記載要領

ア. 意見提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、電話番号、メールアドレス並びに当該意見提出者が試掘の許可について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

イ. 意見は、日本語により記載すること。

6. 留意事項

（1）提出期限を過ぎての提出は受け付けない。郵送の場合、配達の手配で提出期限までに届かないことがあるため、期限に余裕をもって送付すること。

(2) 提出いただいた意見について、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど、個人情報に関する事項を除き、すべて公開される場合がある。

(3) 提出いただいた意見について、経済産業省より問合せをする場合がある。

申請貯留区域等を表示する図面
(法第 4 条第 2 項の申請に係る試掘区域を表示する図面)

表 1 に掲げるアからカまでの 6 地点を順次結んだ線並びにア及びカの 2 地点を結ぶ線により囲まれる海陸面から、表 2 に掲げるキからコまでの 4 地点を順次結んだ線並びにキ及びコの 2 地点を結ぶ線により囲まれる海面を除いた海陸面の直下の深度 300 メートルから 2,500 メートル※までの間の区域。

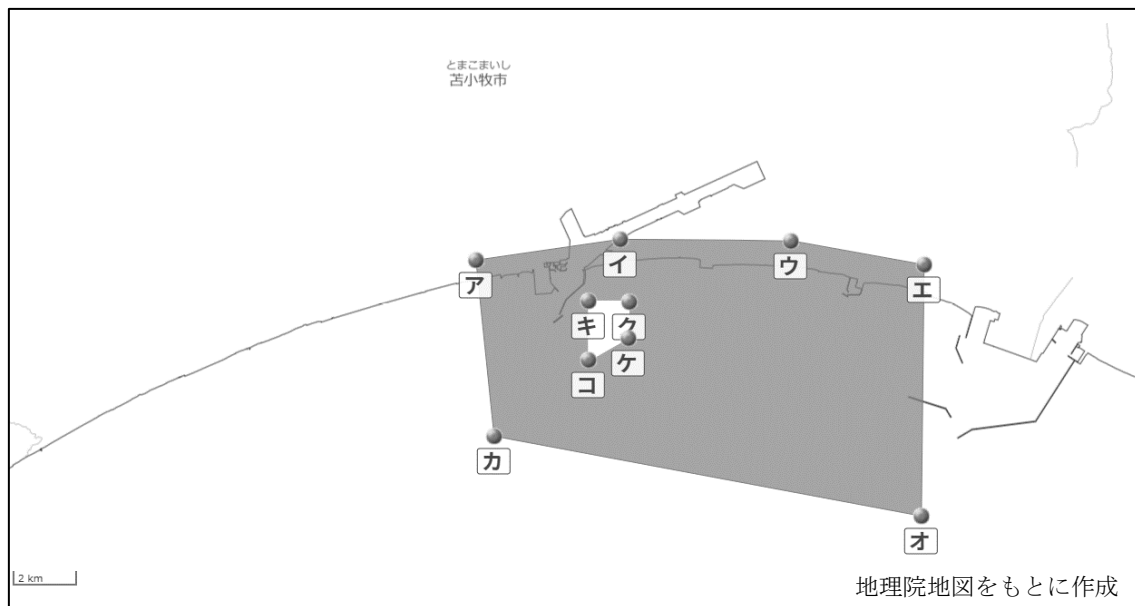


表 1 区域の直上の陸海域の頂点の座標値

	X 座標 (m) ※	Y 座標 (m) ※
ア	-151, 985	-54, 215
イ	-151, 389	-49, 735
ウ	-151, 467	-44, 442
エ	-152, 232	-40, 303
オ	-160, 009	-40, 418
カ	-157, 444	-53, 696

表 2 区域の直上の海域の頂点の座標値

	X 座標 (m) ※	Y 座標 (m) ※
キ	-153, 284	-50, 736
ク	-153, 300	-49, 469
ケ	-154, 443	-49, 486
コ	-155, 109	-50, 736

- ※ 深度は、東京湾平均海面を基準とする。
- ※ 頂点の座標値は、平成 14 年国土交通省告示第 9 号で定める平面直角座標系第 12 系による。

試掘の概要

(1) 坑井名

試掘 1 坑目：苫小牧試掘井 Loc. 6-1b（仮称）

試掘 2 坑目：苫小牧試掘井 Loc. 9b（仮称）

(2) 坑井位置

北海道苫小牧市勇払・真砂町及びその沖合海域

(3) 予定深度

海岸付近に坑口を設け、南方向に最大傾斜約 80 度の傾斜井を掘削。掘削深度は 4,000～4,400m、偏距 3,700～3,800m、平均海面から約 1,540m

(4) 試掘に要する期間

試掘 1 坑目：2025 年 11 月～2026 年 5 月（210 日間）（予定）

試掘 2 坑目：2026 年 7 月～2027 年 1 月（210 日間）（予定）

※上記期間は、リグアップ、リグダウンを含む。

(5) 目的層

鮮新統荷菜層～更新統萌別層の貯留層及び遮蔽層

(6) 試掘目的

申請する試掘区域内の一部では、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「苫小牧における CCUS 大規模実証試験」が行われ、萌別層に二酸化炭素貯留に相応しい貯留層とそれを覆って蓋の役目を果たす遮蔽層の存在が確認された。その実証試験の際に掘られた坑井においては、萌別層の下にある荷菜層においても貯留層になり得る砂岩層の存在を示すデータが取得され、さらに弾性波探査データからはその砂岩層が広がって分布することが示唆されている。

そこで、申請する試掘区域内で砂岩層の広がりが示唆される場所を対象として、二酸化炭素貯留に適した貯留層と遮蔽層が広範囲に存在することを確認することを目的として、試掘井 2 坑を掘削し、地層評価に必要な地質データを取得する計画である。

(7) 試掘方法

海岸付近に坑井敷地を設け、海底下に向かう傾斜井とすることで、漁業活動

や海上交通の妨げとならないような計画とする。上記の予定深度まで掘削するためには比較的大型の掘削装置が必要となり、その掘削装置を置くためには広い敷地が必要となるが、海岸付近において両坑井のための敷地を確保できる見込みである。

坑井の掘削は、ドリルパイプの先端にドリルビットを取り付け、掘削泥水を循環させながら、ドリルパイプとビットを回転させて実施する。

坑井敷地から海面下 200m の深度までは鉛直に井戸を掘り、その後、徐々に傾斜角をつけていき、海面下 800m の深度までには約 10 度の傾斜角の井戸にする。その後は、約 10 度の傾斜角を維持しながら海面下 1,500m まで掘削する。

萌別層と荷葉層を掘削中に 5 か所で貯留層と遮蔽層の試料採取を行い、物理検層と呼ばれる手法により種々の物性データを計測する。

坑井は、5 段階で径の異なる鉄製のケーシングパイプを挿入して、それぞれセメントで固定して、井戸が崩れたり潰れたりすることを防ぐ。

その後、荷葉層下部の貯留層において、水圧入テストを行い、貯留層の浸透性に関するデータを取得する。

最後に、セメントで井戸を埋め戻すなど安全な状態にして作業を終了する。

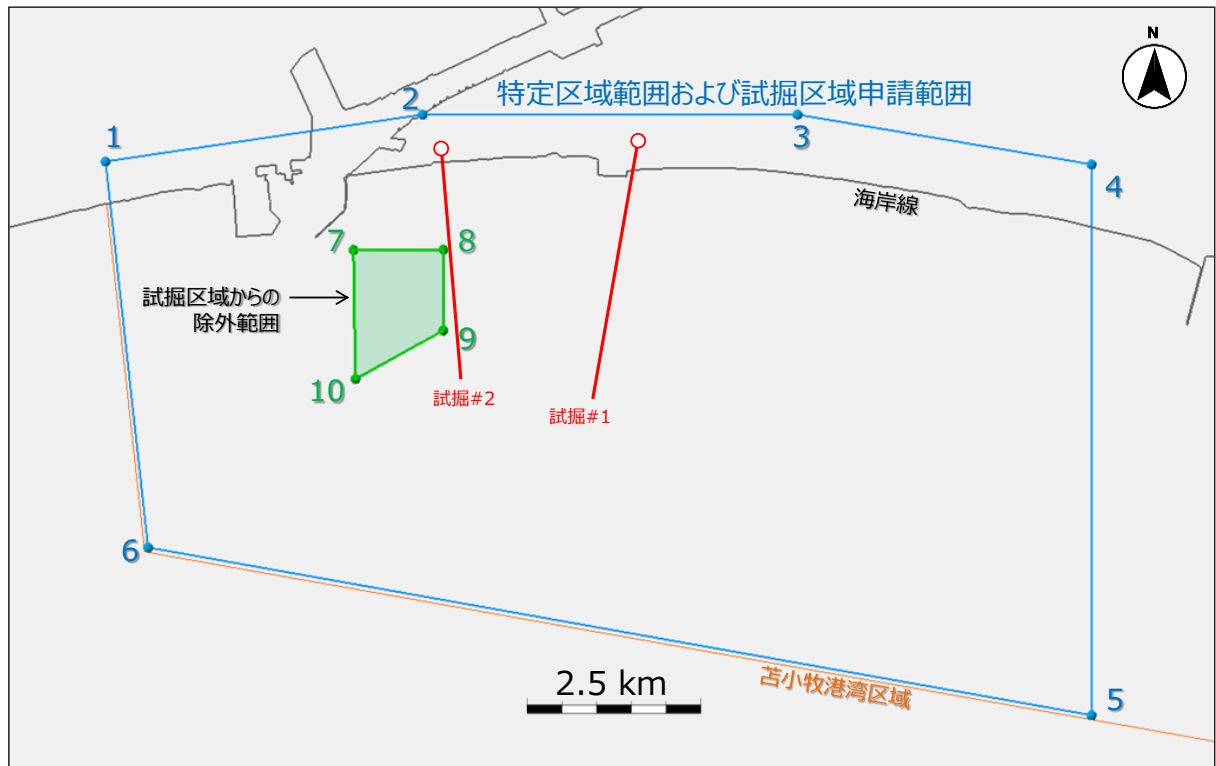


図 1 申請する試掘区域と試掘井との位置関係

北海道苫小牧市沖における試掘の許可に係る意見書

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく試掘の許可について利害関係を有するため、当該試掘に係る意見を述べる。

氏名又は名称 ※法人にあつては、その代表者の氏名	
住所	〒 —
電話番号	
メールアドレス	
試掘の許可について利害関係を有する者に該当する事実	
意見の内容	